

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」Q & A他

- ・一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している新型コロナウイルス感染症患者に対して、個室又は陰圧室で管理を行った場合には、二類感染症患者療養環境特別加算が算定できる。
- ・新型コロナウイルス感染症患者であって、地域包括ケア病棟入院料、また療養病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者に対して、在宅患者支援病床初期加算が算定できる。
- ・新型コロナウイルス感染症患者が療養病棟入院基本料を算定する病棟に入院した場合、医療区分3の「感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態」とみなしてよい。
- ・昨日のFAXニュースの「院内トリアージ実施料」の算定は、新型コロナウイルス感染症の疑いの場合でも算定できる（中医協検討内容より）。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について、初診から認められることになりました。ただし多くの留意点（下記に一部を記載）があるため、詳しくは、厚労省や当協会、保団連のホームページ等でご確認ください。

- ・薬剤の処方可能だが、麻薬、向精神薬は処方できない。抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等「薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方もできない。
- ・患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間が上限。過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク、健康診断の結果等により基礎疾患の情報を把握・確認する。
- ・電話や情報通信機器を用いた診療では診断や処方が困難と判断し、対面での診療を促したり、他の医療機関への紹介をした場合は、応召義務に違反するものではない。
- ・初診から電話や情報通信機器を用いた診療が適していない症状や疾患等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等についての十分な説明と説明内容の診療録記載。
- ・対面による診療が必要と判断される場合の対応が必要。
- ・患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方の防止のための措置が必要。
- ・一部負担金の支払い方法（銀行振り込み、クレジットカード、その他電子決済可）
- ・2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合の留意点あり。
- ・処方箋への記載等特別な取扱いあり。
- ・実施状況の報告が必要。
- ・オンライン診療実施のための研修受講の猶予

新型コロナウイルス感染症による事業等への影響に対する支援策について

◎雇用調整助成金（3/11付当協会FAXでもお知らせ）

事業活動が縮小した事業所で、労働者に休業手当を支給した場合、雇用保険被保険者でない労働者にも対象を拡大。

◎小学校休業等対応助成金

臨時休業等を実施した小学校や保育園に子どもを通わせている保護者に有給休暇を取らせた事業所への助成金。（上記いずれも高知労働局のホームページ等で確認できます）

医科「点数表改定のポイント」「診療報酬点数早見表」 歯科「2020年改定の要点と解説の正誤表」ができています。 [保団連 正誤表](#)で検索してご確認ください。